

東京都北区サッカー協会 シニアリーグ競技規則

令和5年5月1日改訂

目的

生涯スポーツとして長くサッカー競技に親しみ、楽しみ、且つ競技関係者相互の親睦を図ること。この主旨に従って、ケガの無いよう安全なプレーを心掛け、また、競技規則を遵守し、ジュニア、社会人リーグの手本となるよう努めること。

競技規則 ・ その他

1. 選手資格

- ①エンジェルリーグは当該年度に満年齢で57歳以上に達する者。
但し、女子は当該年度に満年齢で37歳以上に達する者。
- ②試合当日においてシニアリーグは満年齢で47才以上の者。
但し、原則女子はシニアリーグへの選手登録は認めない。
- ③試合当日においてマスターリーグは満年齢で37才以上の者。
但し、原則女子はマスターリーグへの選手登録は認めない。
- ④当該年度に有効なスポーツ傷害保険に加入した者。
- ⑤当該年度の選手登録票に記載された者。
上記①②③④⑤の要件全てを満たす者はエンジェルリーグ、シニアリーグ、マスターリーグ(当リーグという)の試合に出場できる。
- ⑥当面エンジェルリーグ、シニアリーグ、マスターリーグの重複登録を認める。
- ⑦特別承認選手

2. レンタル選手制度

当該自己チーム登録選手とは別に、当リーグ参加の他のチームより最大3名まで選手を借り受け試合に出場させることができる。(レンタル選手という)

但し、各カテゴリーリーグの制度利用は以下の通りとする。

マスターズリーグ：

- (1) 最上位リーグ所属チームは全てのマスターズリーグチームから選手を借り受けて試合に出場させることを可能とする。
- (2) 下部リーグ所属チームはゴールキーパーとしてプレーする場合を除き、最上位リーグ所属チームから選手を借り受けて試合に出場させることは出来ない。

シニアリーグ：

全てのシニアリーグ所属チームから選手を借り受けて試合に出場させることを可能とする。

エンジェルリーグ：

全てのエンジェルリーグ所属チームから選手を借り受けて試合に出場させることを可能とする。

プラチナリーグ：

最大5名までプラチナリーグ所属チームから選手を借り受け試合に出場させることができる。

レンタル選手制度を利用できる条件は、当該試合の選手登録票提出時に自己チームの正規登録選手が14名に満たない以下の場合に限る。

- (1) 自己チームの正規登録選手が13名の場合、レンタル選手は1名とする。
- (2) 自己チームの正規登録選手が12名の場合、レンタル選手は最大2名までとする。
- (3) 自己チームの正規登録選手が11名以下の場合、レンタル選手は最大3名までとする。

※選手が11人に満たない場合の利用に努めること。また、選手8名未満は不戦敗とする。

但し、上記1. ①②③の要件全てを満たす者であること。

※令和5年4月改訂

3. スポーツ保険

試合出場する者は、当該年度に有効なスポーツ傷害保険に加入すること。

4. 選手登録票(追加登録)

試合出場する者の選手登録票及び年齢を確認できる書類(運転免許証等のコピー)を当リーグ開催日の2週間前までに選手登録担当常任委員に提出すること。

5. メンバー用紙

- ①試合開始に先立ち試合出場する者のメンバー用紙を、試合担当の管理者に当該試合開始30分前に提出すること。
- ②メンバー用紙には、氏名、年齢、日付、対戦相手チーム名等必要な事項を記載のこと。
また、レンタル選手は所属チーム名及びレンタルと表記のこと。

6. 選手交代

選手交代の数は制限しない、かつ、交代した競技者が同一試合に再び出場することができる。

7. 交代方法

主審の承認なく、インプレー、アウトオブプレーに拘わらず交代することが出来る。交代要員は交代して退場した競技者が、フィールドの外に完全に退場したことを確認してから、ハーフウェーライン上からフィールドに入る。但し、ゴールキーパーは例外とする。
尚、フィールドに競技者が12人以上にならないよう、十分に注意する。

8. 安全対策

当リーグは選手の安全を確保する観点からスライディングタックルを禁止する。

9. 警告・退場

当リーグはスライディングタックルは反則とする。これに反した場合は以下の罰則を適用する。

- ①その場において相手側チームに直接フリーキックを与える。
- ②無謀あるいは過剰である場合にはレッドカードを示したうえ退場させられる。
- ③退場させられた競技者は同一試合に再出場できない。
- ④警告累積3枚で一試合出場停止とする。更にこの者が警告累積を重ねた場合は委員会にてその処分等を取り決めるものとする。
- ⑤警告・退場は各リーグで各々加算、累積される。
- ⑥レンタル選手の警告・退場は、その選手が登録したチームに加算、累積される。
- ⑦上記処分を受けた選手は所属するチームでの処分が終了するまで、他チームのレンタル選手として試合に出場できない。

10. 競技者の用具

競技者は自分自身あるいは他の競技者に危険となるような用具やその他の物を身につけてはならない。

その他の物とは、メガネ、貴金属類(ブレスレット、ネックレス、イヤリング、宝石等)をいう。

身につけてはならない物に、ネックウォーマーを追加する。

アンダーウェア(シャツ)はシャツの袖の主たる色と同系色または黒色とする。

11. 審判及び審判員

主審はレフェリーシャツ、ショーツ、ストッキングを着用すること。

副審は少なくともレフェリーシャツを着用すること。

審判は当日試合を行うチームが相互に審判を担当する。

審判は安全を最優先し、厳しく、素早くかつ公平なジャッジを心掛けること。

12. その他

その他、東京都北区サッカー協会社会人規約並びに公益財団法人日本サッカー協会競技規則に従う。(別途、東京都北区サッカー協会社会人規約、競技規則を添付する。)

本競技規則は令和5年5月1日より施行し、適用する。

以上